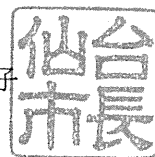


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の開発事業について、条例第 21 条第 2 項の規定により条例第 16 条の規定を適用し、同条第 1 項に規定する変更後の開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 7 年 8 月 2/日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 ニッカウキスキー株式会社 仙台工場長 笹村 欣司

住所 仙台市青葉区ニッカ 1 番地

名称 ニッカウキスキー原酒増産工事

種別 区画形質の変更、工作物の新築、改築、増築

目的 ウイスキー原酒を増産するための施設を建設すること。

内容 都市計画区域外における当該地にて、昭和 44 年よりウイスキーを製造しているが、増産及び施設の老朽化に伴い、生産設備 8 棟（約 23,420 m²）、3 施設の建設（建替え含む）を行うもの。また、隣接地（約 1,435 m²）を加え、事業区域を拡張するもの。

位置 仙台市青葉区ニッカ 1、2、新川字滝倉 1、2、3、4、5-4、6、7、作並字戸崎 35-1、35-13、35-14、35-15、35-19

面積 約 176,279 m²

2 意見の内容

変更後の開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。